非上場株式等に係る相続税

①株式等の贈与・相続

贈与税の納税猶予制度の検証

納税猶予・免除の流れ

日本税務会計学会 平成28年4月 月次研究会

平成21年度税制改正で創

明らかであった。



星山

303件、相続税の納税猶 設された「非上場株式等に ではなかった。それは利用 承継問題解決のための有効 猶予制度」は、当初は適用 係る相続税・贈与税の納税 で贈与税の納税猶予の認定 件数(平成26年2月末時点 な手段と言えるようなもの 要件の厳しさ等により事業 予の認定521件) からも

のかを改めて検討する必要 があると考える。

②経済産業大臣の認定

のための有効な手段となる 度」が、事業承継問題解決 税・贈与税の納税猶予制 向上したことから、現状の 正により使い勝手が格段に に平成25年度の抜本的な改 非上場株式等に係る相続 しかし、数度の改正、特

③贈与税(相続税)の申告 及び担保提供

当すること等。 ⑤先代経営者(贈与者又は 被相続人) の要件 に規定する中小企業者に該 会社の代表権を有してい

たこと等。 ⑥後継者(受贈者又は相続 人等)の要件 一定の時において会社の

⑦報告書 (地方経済産業 代表権を有していること 局)及び継続届出書(税務

②贈与税(相続税)の申告

④贈与税(相続税)の申告期

限の翌日から5年経過後

2. 猶予稅額

○継続届出書を3年毎に

○経済産業大臣の認定を

例の場合)。

税務署長に提出する。

○継続届出書を毎年所

り後継者が非上場株式等

○先代経営者の死亡によ

産業局に提出し、確認を

○報告書を毎年地方経済

を相続する(相続税の特

等を贈与する(贈与税の

へ一定以上の非上場株式

○先代経営者から後継者

③贈与税 (相続税)の申告

期限の翌日から5年を経

過する日まで

特例の場合)。

特例対象の非上場株式等

所轄税務署長に提出

②相続税 の方法により計算した金 に係る贈与税額として一定

告期限までに納税地の所 告書及び一定の書類を申 ○贈与税 (相続税) の由

⑤免除事由の発生

轄税務署長に提出すると

ともに担保を提供する。

継者の死亡等の免除事由

○先代経営者の死亡や後

光雄[麹町] る(贈与税の特例の場合) 全部又は一部が免除され ○後継者の死亡等の免除

の発生により、猶予税額の 事由の発生により、猶予

の場合)。 税額の全部又は一部が免 除される(相続税の特例

制度の主な内容

適用を受けるための要

対象となる。 の総数の3分の2に達する 継者が既に保有していた株 ①特例の対象限度数 までの株式等の数が特例の 式等を含め、発行済株式等 贈与前(相続前)から後

④対象となる会社の要件 経営承継円滑化法第2条

特例対象の非上場株式等 合に納税猶予が打ち切ら

求権を行使されることによ

分権利者から遺留分減殺請 経営者の相続開始後に遺留

の算定は贈与時ではなく相

まう可能性があるという問 り事業承継が阻害されてし

営意欲を阻害してしまうと てしまうので、後継者の経 続開始時の評価額で行われ

しかし、数度の改正によ

う必要があると考える。

むを得ない理由がある場 いこととなった場合(や

③贈与者が当該会社の代表 ②申告期限の翌日から1年 場合(贈与税の特例の場 権を有することとなった 場合(5年経過時に判定) 始時)の8%に満たない 均値が、贈与時(相続開 常時使用従業員の数の平 第1種基準日) における を経過するごとの日(各

⑤当該会社が解散した場合 ④後継者が特例対象の非上 場株式等の全部又は の譲渡等をした場合 又は解散したとみなされ

※①及び③については、 ⑥当該会社が資産保有型会 に該当することとなった うち事業実態がないもの 社又は資産運用型会社の 経過する日までの期間内 告期限の翌日から5年を に当該事由が発生した場

与税の納税猶予制度」を活

「非上場株式等に係る贈

題がある。

した事業承継には、先代

者の努力により株式価値が

また、生前贈与後に後継

上昇した場合でも、遺留分

IV

遺留分に関する民法の特例の活用

として一定の方法により計 の8%に対応する相続税額

①後継者が代表権を有した 3. 納税猶予が打ち切られ る主なケース

回っていたらその時点で納 日ごとに判定し、8%を下 税猶予期限が確定していた

こと」という要件が廃止さ た先代経営者の親族である ③後継者に係る親族内承継 非上場会社を経営してい 後継者の要件のうち、

④民事再生法の規定による があった場合の納税猶予 再生計画等の認可決定等 税額の再計算の特例の創

ととなった場合、5年間の 利子税を「年零パーセン の割合が引き下げられた。 の納税猶予期間中の利子税 ト」にすることとされた 全部又は一部を納付するこ 年経過後に納税猶予税額の ⑤利子税負担の軽減 ⑥雇用確保要件を満たせな (5年間の利子税を免除)。 かった場合における延納 〇平成26年1月1日以後 〇申告期限の翌日から5 物納制度の適用 5 と思われる。

主な事由 4. 猶予税額が免除される

②先代経営者が死亡した場 合(贈与税の特例の場合

③贈与税(相続税)の申告期 限の翌日から5年経過後

①後継者が死亡した場合

に、後継者が特例対象の

④申告期限の翌日から5年 があった場合等で税務署 又は特別清算開始の命令 いて破産手続開始の決定 経過後に、当該会社につ 用に係る贈与をした場合 長に免除を申請した場合

税制改正による主な改善点

②雇用確保要件(5年間・ ①事前確認制度の廃止 けるための要件としての 「事前確認制度」が廃止さ 経済産業大臣の認定を受

(5年間の平均ではなかっ 改正前は、各第1種基準 雇用の80%確保)の緩和

ば

も雇用を80%確保できなけば、5年間のうちに一度で ればそこで即アウト、猶予 るが、この特例の創設当初 る相続税額が免除されるの 合 付しなければならない 額とそれに係る利子税を の多大なリスク(例え 件を満たさなくなった場 しい手続や特例適用後に 負担がなくなることとな きな壁である多大な相続 場株式等の8%に対応す この特例を適用出来れ 事前確認制度という煩 事業承継にあたっての 最終的に特例対象の非

税の納税猶予の特例の適 非上場株式等につき贈与

かゞ

①除外合意 で認及び家庭 式等の全部又は一部につい 後継者が先代経営者から 贈与等により取得した株 認及び家庭裁判所の許可 できる(経済産業大臣の 事業承継問題解決のための有効手段と

全員と次の合意を行うこと 問題を未然に防止するた このような事業承継に係)問題もある。 後継者は遺留分権利者 て、その価額を遺留分を算

価額を合意の時における価 の財産の価額に算入すべき の贈与等により取得した株 定するための財産の価額に 額とすること。 て、遺留分を算定するため 式等の全部又は一部につい 算入しないこと。 後継者が先代経営者から

比較的規模が大きく優良 なるか り現状では事業承継後5年

るを得ないケースもあった ず、事業承継を断念せざ 継者候補がいるにも関わ う多大な相続税負担から 非上場会社は、高株価に されることとなった。 どにより負担が大幅に緩和 場合でも、上記Ⅲ⑤、⑥な 打ち切られることとなった 間事業を継続出来れば、仮 に5年経過後に納税猶予が

といった状況であった。 。) により、二の足を踏 用にあたっては、より一層 ち切られた場合には元々納 のであるから、事業承継後 事業を継続できる見通しが 綿密な計画の基、慎重に行 となる。贈与税の特例の適 負担が発生してしまうこと 付する必要のない贈与税の 5年経過後に納税猶予が打 えて贈与という行為を行う は相続の場合と異なり、あ 方、贈与税の特例に関して る価値があると考える。一 いうことを積極的に検討す 立つ状況であれば、特例を 補がおり事業承継後5年間 特例に関しては、後継者候 適用して事業承継を行うと このことから、相続税の